



平成26年4月1日(火)実施

市バス・地下鉄の運賃改定のお知らせ



いつも市バス・地下鉄をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税率引上げ相当分を運賃に適正に転嫁するため市バス・地下鉄の運賃改定を実施致します。ご理解賜りますようお願いいたします。

市バスの運賃改定の内容

消費税の課税対象となる運賃収入(平成24年度)は約143億円で、消費税率が5%から8%に引き上げられることにより、納める納税額は、4億9百万円増加することとなります。

消費税の転嫁にあたっては、普通運賃や定期運賃等に等しく転嫁することが基本となっておりますが、その通りに転嫁しますとお客様からお預かりする税額が納税額の増加分を超える*こととなります。

そこで、今回の運賃改定では、納税額の増加分の範囲内となるよう、普通運賃(回数券含む)に消費税率引上げ相当分を転嫁させていただき、定期運賃及び市バス専用一日乗車券カード等については改定を行わないことと致しました。

*最もお客様のご利用が多い均一区間の普通運賃について

$220円 \times 108 / 105 = 226円 \rightarrow 230円$ (10円未満の端数は四捨五入)

と算出したことによるもの。

納税額の増加分	4.09億円
すべての券種に転嫁した場合	5.55億円
今回転嫁させていただいた額	4.01億円

市バス普通運賃(改定後)

種 類			運 賃 額
均一区間	普通	大人	230 円
		小児	120 円
	特定割引	大人	120 円
		小児	60 円
調整区間	普通	大人	改定前 150 円～ 170 円の区間は改定致しません。 改定前 180 円～ 470 円の区間は 10 円の加算 改定前 500 円の区間は 20 円の加算
		小児	大人普通運賃の半額（10 円未満の端数は四捨五入）
	特定割引	大人	大人普通運賃の半額（10 円未満の端数は四捨五入）
		小児	小児普通運賃の半額（10 円未満の端数は四捨五入）
市域共通回数券			1,000 円 230 円券 4 枚・180 円券 1 枚つづり 3,000 円 230 円券 14 枚・180 円券 1 枚つづり 5,000 円 230 円券 25 枚
市バス 京都バス 京阪バス 京阪京都交通 阪急バス 西日本 JR バス ヤサカバス 京北ふるさとバス			昼間割引共通回数券 1,000 円 120 円券 12 枚 2,000 円 230 円券 12 枚
その他の回数券			70 円券から 260 円券まで各 11 枚つづりで、運賃額は 10 枚相当額です。
市バス専用回数券カード			2,000 円（ご利用額 2,250 円）



均一区間で180円券を使う時は、差額の50円を追加して使ってね。

均一区間で180円券を使う時は、差額の50円を追加して使ってね。

180円券



注1 特定割引は、身体障害者の方などの運賃です。

注2 昼間割引共通回数券は、市バス均一区間内で平日(日曜・祝日及び休日を除く日)の午前10時から午後4時までに降車される場合に使用できます。ただし、均一運賃区間外にまたがる場合は使用できません。

注3 100円循環バスの運賃は改定致しません。

市バス定期運賃

・定期券の発売額は改定致しません。

平成26年3月31日までにご購入いただいた市バス乗車券の取り扱い

<市域共通回数券>

・平成26年4月1日以降もご使用いただけます。ただし、今回の運賃改定により各回数券の券面額と差額が生じる場合は、差額を現金等でお支払いください。

<市バス専用回数券カード>

・平成26年4月1日以降もご使用いただけますが、改定後の運賃を引き去ります。

<定期券>

・平成26年4月1日以降も券面に表示される区間については、有効期限までご使用いただけます。